



2021年11月15日

第677号

1部10円(組合員は組合費に含む)
郵便振替0960-7-117274

Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

発行 大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)

発行人 増田 俊道

連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F

西山短大 不当解雇事件 府労委調査いよいよ証人尋問へ

京都西山短大支部 たたかいは府労委・証人尋問の場へ

本年3月17日、友誼組合員総勢60余名による短大校舎前(西山浄土宗総本山光明寺)ストライキ闘争の結果、法人側は増田執行委員長に対し、新たに団交の場を持つことを確約しました。ところが法人側は団交予定日前日、短大学長・事務局長・学科長のいわゆる3役が「コロナ陽性者との濃厚接触の疑いあり」としてこれを土壇場キャンセルの上、そのまま組合員2名の雇用契約期限切れに持ち込んでしまいました。この間、増田委員長による嚴重な申し入れにもかかわらず、櫻井悦夫(法名：随峰)理事長は尚も逃げ続け、組合との接触を拒み続けました。

府労委への救済申立を選択代表を含む組合員2名を失職させられた当支部は、法人側が事前通告なく、組合の頭越しに2名へ「雇止め通知書」を、直接手交してきた事実を重大な背信行為とみなし、大阪府労働委員会への救済申立を行い、2名の原職復帰を目指すことになりました。

支配介入・不誠実団交の実態が明らかに
支部は法人側の不当労働行為・組合活動に対する支配介入を立証すべく、丹念に客観証拠を積み上げました。動かぬ証拠を前に櫻井理事長は、過去10年来国際交流センター

が積み上げてきた学校運営資金を湯水のように使い、弁護士3名を雇い入れ、これまでの団交取り決め内容を全て翻すという、啞然とする主張を始めました。さらに、法人が2名へ手交した「雇止め通知書」の記載内容に見当たらない、新しい「雇止め理由」を設け、解雇の正当性を訴えるという、信じ難い暴挙に及びました。中には、三役の一人・学科長(現・短大副学長)の研究不正疑惑(著作物無断盗用)を告発した組合員の行為を解雇理由としている件も含まれます(組合HP参照)。法人側は、府労委調査の場において、支配介入の事実ばかり

でなく、不誠実団交の実態をも自ら暴露したのです。

たたかいは府労委・証人尋問の場へ
支部は、もはや難癖に近い法人側主張に対し、客観証拠の提示でこれに全面反論しました。2名の処遇に関し、法人側に歩み寄りの気配はなく、証人尋問へ進むことになりました。支部は櫻井理事長のクーデターにより、短大執行部から不当排除されている前・学科長から証人起用応諾を得、理事長一派による組合弾圧の実態を明らかにしていく所存です。皆様の傍聴ご支援を宜しくお願いします。
安川俊介(西山短大支部代表)

大阪府の団交拒否で労委に救済申し立て

2020年度から会計年度任用職員制度が導入され非正規公務員の多くが労組法非適用となった結果、不当労働行為救済制度の適用除外となり団交拒否等が懸念されている中、大阪府は2021年2月に組合が申し入れた非常勤講師等の次年度雇用・労働条件団交に対して、管理運営事項であるという理由で団交を拒否しました。その後、大阪府から団交拒否の文書を受領したため、10月13日組合は府労委に救済申し立てを行いました。

1992年、組合は非正規公務員への大阪府の不当労働行為に対して救済申し立てを行いましたが、大阪地労委(当時)及び大阪地裁・大阪高裁の判

会計年度任用職員の雇用継続要求

断は構成員の過半数が地公法適用の正規公務員であることから、救済申し立ての適格性なしとしました。一方、中労委および東京地裁・東京高裁の判断は救済申し立ての適格性ありとするもので、大阪と東京で司法判断が分かれました。2015年3月の最高裁判決は、この混合組合問題に決着をつけるもので、組合に救済申し立ての適格性があり非常勤講師等の労組法適用職員の雇用継続要求は義務的団交事項であると判示しました。

これに対して国は地公法を改正して、大半の非正規地方公務員を会計年度任用職員に移行させ、会計年度任用職員

を地公法適用として労組法非適用としました。これは、使用者(地方自治体)による団交拒否などの不当労働行為を適法化する狙いがあり、雇用継続要求を、いわゆる任用論ではねのけると共に、労働条件の使用者による一方的決定に道を開くものです。

今回の救済申し立てに対して、これまで地公法適用常勤講師に関する申し立てを却下してきた府労委が、同じく地公法適用の会計年度任用職員に関する申し立てをどのように判断するのか予断を許しません。混合組合及び非正規公務員の労働基本権確立の取り組みをさ

らに強化すると共に、この申し立ては中労委からILOまで視野に入れたものとなります。

山下恒夫(顧問)

◇非正規職員の雇用(任用)に関する中労委命令(2012.11.30)、東京地裁判決(2013.10.21)および東京高裁判決(2014.3.18)の趣旨:

労組法適用組合員である非常勤講師の任用の実態は、繰り返し任用によって実質的に勤務が継続する中での任用条件(職種、校種、勤務地等)の変更又は前年度の継続であった。本件団交事項は、任用の継続を前提とする勤務条件の変更又は継続を求めるものと解されるから、義務的団交事項に当たる。

なくそう！官製ワーキングプア大阪集会

11月3日、エルおおさかで、第9回官製ワーキングプア大阪集会が開かれました。コロナ禍の中、オンライン配信も使い、約130人が参加しました。分科会・全体会を通して、会計年度任用問題、労働組合における闘い、そして、労働者として雇用の安定を求めている報告がありました。

奈良県庁再任用拒否問題

会計年度任用問題では、奈良県の女性が保健所で次年度も任用という決定がなされ、必要書類一式も渡された後の再度の面談で「あなたは世帯主ではないですね。」という

理由で任用を拒否されました。

日本の公務非正規職員の間接差別は、国際的にもILOや国連女性差別撤廃委員からも「雇用形態を装った女性差別である。」と指摘されています。現状の公務非正規は圧倒的に女性が多数です。世帯主ではないからと簡単に首が切れるのでしょうか。

今後は本人の納得のいく再任用拒否の理由や、退職金の算出根拠等の説明を、奈良県庁に求めていく事を報告されました。

労働者による労働組合を株式会社ヤマハミュージック



クジャパンで働く英語講師たちから、労働組合の結成から雇用契約制度を勝ち取った報告がありました。

勤務場所、勤務時間、レッスンの方法、教材まですべて決められていて、一切の裁量権は無く、給与所得として源泉徴収もされている。しかし、

労基局の職員に「事業主であるので労働者ではない。」と言われ、おかしい事は声をあげなければと、大阪でユニオンをスタートさせました。労働組合の経験者は誰もいなかった中で、同じ思いを持つ全国の英語講師がユニオンに入り、100人を越える労働組合になっています。労働条件等の交渉も行われ、労働組合があつてこそ声があげられると改めて感じた事を報告されました。

やはり、おかしいと思った事を声にできる労働組合は今後益々必要になるとの思いを強くしました。

田辺岸代（執行委員）

2021年10月1日 埼玉超勤訴訟地裁判決に思う

今回の超勤訴訟がいまままでの超勤訴訟とは、ちょっと違うぞと言われていたのは、現場の働き方が変わってきたからである。

超勤4項目以外の仕事で残業していたとしても自発的な勤務とされてきたが本当にそうか？違うでしょうという現場の仕事の現状を問うたのである。職員会議の性格が「合意からの決定機関」というより「管理職からの伝達機関」の色が濃くなり、そんな職会からの仕事が自発的と言えるのか、そんな仕事を勤務時間外にしている超勤にならないのかを問うたのである。

判決文には「職員会議によって実施が決定された業務に従事していた時間は、本件校長指揮命令により業務に従事したものと、労働時間に該当する」とあるが、原告の請求はいずれも却下。訴訟費用は、原告の負担。敗訴である。従来通りの給特法を前提とした却下であり、画期的な判決とは思えない。

46ページにわたる判決文、最後の付言「現在の我が国におけ

る教育現場の実情としては、多くの教育職員が学校長の職務命令などから、一定の時間外勤務に従事せざるを得ない状況にあり、給料月額4%に適合していないのではないかの思いを抱かざるを得ず、原告が本件訴訟を通じて、この問題を社会に提議したことは意義がある…」

超勤4項目以外にも時間外勤務はある、給特法はもはや適合していない、ここまで言っても、労基法適用と判断されることはなく、約半世紀前に出来た実情に合わない給特法を長年放置してきた側には是正の勧告もしないし、責任も追及しない。

さらに「給特法を含めた給与体系の見直しなどを早急に進め、教育現場の勤務環境の改善が図られることを切に望むものである。」と思いを述べているが、効力のないリップサービスである。

給特法の殻を破る判決を出せる裁判官の出現を望む。

高田晴美（副執行委員長）

岸和田支援パワハラ控訴審へ結集を

2016年度末、岸和田支援学校を雇止めされた非常勤看護師組合員たちの控訴審2回目が行われます。

この間、被控訴人である大阪府からは組合員たちが提出した録音反訳書証の精度を問題視し、組合員たちはパワハラの被害者ではなく、同僚看護師に対する加害者であったと主張する準備書面が出されてきました。組合員たちは、雇止めの発端となった当時の管理職が行った突然の非常勤看護師の常勤化構想と公正性を欠く次年度雇用の声かけなどが、看護師間の軋轢を生み出した元凶であることを改めて主張しています。また、組合員らが専門的知見から看護師常勤化による呼吸器装着児童の保護者付添い廃止の危険

性を意見したことが、管理職から疎まれる原因となったものの、依然、懸念されていた通りに保護者付添いの廃止に至っておらず、管理職が冷静な判断もないまま対立姿勢を強めた結果、パワハラ被害、加害疑惑が生み出されたことを丁寧に主張しました。多くの組合員が傍聴支援を行い、高裁にまともな審理をさせましょう。

酒井さとえ（書記長）

当面の日程

- 11月18日（木）10時～
大阪高裁83 岸和田支援パワハラ控訴審
- 11月22日（月）18:30 第3入札室
大阪府貸金一時金団交
- 12月9日（木）18:30エルお南館734
大阪全労協学習会
「過労死問題を考える」
- 12月18日（土）14:00 エル本館6F
教科書全国集会2021
政府見解をすり込む教科書NO！



毎年、日本人のノーベル賞受賞者に大騒ぎする日本▼受賞者の数を国ごとで競ったり、後付で文化勲章を贈るのは日本だけ▼今年の物理

学賞は50年前に地球温暖化モデルを提唱した真鍋淑朗さん▼50年前に真鍋さんが研究を続ける場は日本にない米国へ▼その後米国籍を取得▼真鍋さんもその研究もnationalityは米国だ。